

定 款

株式会社デルソーレ

2022年6月23日変更

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社デルソーレと称し、英文では、D e l s o l e Corporationと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 食料品の製造・加工および販売。
2. 食料品の輸出入。
3. 食料品に関する機械器具の輸出入および販売。
4. 食料品に関する物流受託業務。
5. 家畜、家禽類、青果物、野菜類、香草類、生花・観賞用植物の販売。
6. 酒類、一般日用品雑貨、衣料品・衣料雑貨品、インテリア用品雑貨、家庭用電気機械器具、書籍・雑誌、民芸品・工芸品、玩具、文具の輸出入および販売。
7. プラスチック製容器、窯業・土石製品のデザインの企画、製造、輸出入および販売。
8. 飲食店、ホテル・旅館その他宿泊施設、スポーツ施設、遊園地、遊戯場、美容室、映画撮影・音楽スタジオの経営および経営コンサルタント。
9. 不動産の売買・交換・貸借およびその仲介ならびに所有・管理および利用。
10. 総合リース業。
11. 情報提供サービス業。
12. 通信販売業務。
13. 映画、ビデオ制作および配給業。
14. 芸能人の有料職業紹介および斡旋。
15. チケット販売、クーポン販売の注文受付および取次業務。
16. CD、ビデオ、DVD等の映像、音声ソフトの企画、制作、輸出入および販売。
17. 前各号に付帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、14,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 8 条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第 9 条 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に定める単元未満株式の売渡請求をする権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の中から取締役会の決議により選ばれた者が行なう。

- ② 株主総会の議長は、取締役の中から取締役会の決議により、これを定める。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、

電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(株主総会の議事録)

第 18 条 株主総会の議事録は、法務省令の定めにより議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録した書面もしくは電磁的記録をもって作成する。

- ② 株主総会の議事録は、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役は、3 名以上とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役)

第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。

(執行役員の選任)

第 24 条 当社は、執行役員を置くことができる。

- ② 執行役員は、取締役会の決議をもって取締役および従業員の中から定める。
- ③ その他執行役員に関する事項は、取締役会の定める執行役員規程による。

(相談役および顧問)

第 25 条 取締役会は、その決議をもって相談役および顧問各若干名を置くことができる。

- ② 相談役および顧問は、当会社の業務に関し社長の諮問に応じるものとする。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定)

第 27 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 28 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

- ② 取締役会の議長は、取締役の中から取締役会の決議により選ばれた者が行う。
- ③ 前各号に定める招集権者または議長になった者に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、または議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 29 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 30 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 31 条 当会社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 32 条 取締役会の議事録は、法務省令の定めにより議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項を記載または記録した書面もしくは電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

- ② 取締役会の議事録は、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第 33 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 34 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 35 条 当社の監査役は、3 名以上とする。

(監査役の選任)

第 36 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第 37 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第 38 条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定)

第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会の招集通知)

第 41 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 42 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 43 条 監査役会の議事録は、法務省令の定めにより議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項を記載または記録した書面もしくは電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

- ② 監査役会の議事録は、監査役会の日から 10 年間本店に備え置く。

(監査役会規程)

第 44 条 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 45 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 46 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 47 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった場合、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 48 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 49 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 50 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第 51 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下、中間配当金という)を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 52 条 配当財産が金銭である場合は、その交付開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- ② 未払配当財産には、利息を付けない。

(附則)

1. 変更前定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上